

長野市農業委員会第 26 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 27 日 (木)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 4 時 32 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員

1 番 阿部 孝二	2 番 北村 守	3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保	5 番 久保田清隆	6 番 野池 久
8 番 小池 知永	9 番 渡邊 美佐	10 番 小林 清男
11 番 清水 貢	12 番 鈴木啓佐利	13 番 奥山 雅茂
14 番 山本 忠宏	15 番 祢津 光博	16 番 北澤 万正
17 番 横山 幸季	18 番 高木喜久夫	19 番 曾根 信一
20 番 花見ひとみ	21 番 近藤 利章	22 番 宮崎 治夫
23 番 善財 良治	24 番 佐藤 隆	25 番 和田 修
- 4 欠席委員
7 番 長谷部 孝
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
参事兼事務局長 浅川 清和 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 曾根 明美 係 長 駒村貴久美
係 長 倉島 友美
農業政策課
主 事 中野 修平 主 事 相澤 巧基
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第 241 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 242 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 243 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 244 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 245 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による
「農用地利用集積等促進計画」の意見聴取について
議案第 246 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定
に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に
より定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定について
議案第 247 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
「農用地利用集積等促進計画 (農家創設等)」の意見聴取について
議案第 248 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による
「農用地利用集積等促進計画 (機構配分)」の意見聴取について
議案第 249 号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第 250 号 非農地決定について
報告第 78 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告第 79 号 農地法第 5 条の規定による届出について

報告第 80 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 251 号 令和 7 年度長野市農業委員会事業計画について

議案第 252 号 令和 7 年度農業委員会合同研修会の実施について

議案第 253 号 令和 7 年度管内視察研修について

議案第 254 号 令和 7 年度「農業委員会だより」の発行計画について

曾根会長代理 ただ今から第 26 回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は、在任委員 25 名中 24 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号 7 番 長谷部孝委員です。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 改めまして、皆さんご苦労さまでございます。農業委員会会長の青木でございます。今もお話ありましたように、異常気象がもう始まったのかということを感じ、今年もなりそうでございます。

今日、皆さん方のお手元に二つ、資料をお配りしました。一つは「農地のつぶやき第 25 号」です。私ども 19 期も、いよいよ 3 年目の任期に入りました。正直申し上げまして、課題がどんどん出て、山積みのように出てきてるなという感じをいたします。当然、国内外の情勢については大きな動き、うねりで動いてますけれども、特に国内の米の問題ですね。今日の信濃毎日新聞の解説にも載ってましたけれども、いよいよ米づくりは、今まで減反政策基調で続けてきましたけれども、いよいよこれからは増産体制に入らなければいけないんじゃないか、というような農水省の一部の声もあるようです。農政全体の根本の見直しをするような話が出てきております。備蓄米の放出第 1 次をやっても、それほど効果はないと。第 2 次放出を近々やるというお話ですけれども、それでもまだまだ青田刈りがあちこちで行われているというような状況から、本当に農水省自身も先の見通しが正確にできているかどうかということが、非常にやっぱり懸念されます。

いずれにしても、そういったしわ寄せが全て来るのは農家であり、私ども農地と関係する者にしわ寄せが来るというふうに考えております。私どもの所でも、今まで果樹をやっていた若い青年が田んぼをやりたいと言い始めました。高山村でまとめて 4 町歩ぐらいまとまりそうだという話で、果樹栽培からお米に転換をしたいというような話が来てます。現場としては、当然そうなる

農地のいわゆる流動というのが始まってきますし、私どもの仕事が増えてくるというようなことで、私どもも農地の動きについて、敏感に注目していかなきゃいけないなというふうに感じております。

もう一点、昨日、長野県農業会議で臨時総会がございました。ここで地域計画の実現をどうするかということで議論もあって、その中で事例発表というのを行いまして、私、長野市と、それから大町市の二つの市が、まだ長野市も具体的に7年度こういうふうに動きますということを示されてないんですけれども、来年1年間で地域計画を地域の中に定着させるという考え方で、4月から本格的に農業政策課とスクラムを組んで動いていくということになろうかと思います。詳細につきましては、改めて農業政策課からご説明があると思いますけども、その仕事も非常に大きいというふうに感じております。

二つ目は、職員の定期異動でございます。今日、総会の後に、それぞれご紹介やご挨拶を予定していますけども、ここに書いておりますように、浅川事務局長さんが退職をされ、後任には現在七二会支所長をされています大島さんがここに来られるという人事が内定しています。さらに、今まで、ここで何年かご苦労いただきました曾根係長、それから北部地区担当の桑原係長、このご両名も異動という内示が出ております。そんなことで、これから詳細につきましては事務局からご紹介があらうかと思えますけども、今日、推進委員さんも来ておりませんので、また地区調査会とか、機会を見てご紹介をし、きちっとしたコミュニケーションをとっていければありがたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一つは、もう一枚、A4のカラーで若穂地区の基盤整備ということで参考にお配りをいたしました。表面が現在の状況ということで、私ども、こういった情報を定期的に地域の方々に全戸配布で流しております。そういった形で地域の方に理解を求めている。今回、裏面には職員がまとめた資料ですね。今回の事業のいわゆる成果、こうなっているということで、この事業が日本の果樹にとって非常に大きな位置付けにあるというようなことまで書いて、これを地域の方々に知っていただきながら、引き続きこの効果を目指していきたいというような形で資料を作りました。ご参考までに目を通していただければありがたいなというふうに思っております。

今日は、議題が非常にたくさんございます。法人の農家創設もございます。短時間で、効率よく進めていきたいというふうに思っておりますので、皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

して、私の挨拶といたします。よろしくお願いします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、浅川局長よりご挨拶をお願いします。

浅川参事 お疲れさまでございます。本日は大変ご多用のところ、委員の皆さんにご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本年度、最後の総会となりましたが、委員の皆さま方には、この1年間、多大なるご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。長野市ではこの近年の推移を見ますと、遊休農地の解消、担い手への農地の利用集積、新規参入の促進、この三つの柱につきまして、ここ近年、いずれも目標を上回る状況で推移しております。これは正に委員の皆さま方の日々のご努力の賜物と、感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

さて、長野市では、一昨日市議会が閉会をしまして、新年度予算をはじめ原案どおり可決をしております。農林業費も増額しております。次回、総会後の合同研修会で各課から具体的にご説明をいたす予定でございます。新年度における農業委員会の運営でございますけれども、まずは委員改選が予定をされております。確実に準備と調整を進め、12月議会に人事案が出せるように進めてまいります。それから地域計画がスタートいたしますので、その着実な推進と地区での必要な見直しなど、その役割を果たしてまいります。それから書類の電子化とタブレットの定着、こちらを進めてまいります。それからだよりですが、100号記念号を次回、8月1日号ですが、多くの市民の方にご覧をいただき、100号記念にふさわしい内容としてまいりたいと考えております。なお、この長野市のだよりですが、全国農業新聞賞を受賞したとのご連絡をいただきまして、本日、後ほどご報告を申し上げます。それから相対終了に伴う農地売買等手続きの変更の関係ですが、こちらにつきましても適切に対処をしてまいります。その他、諸々ございますけれども、事務局としてしっかりサポートをしてまいりたいと考えております。引き続きよろしくお願いをいたします。

それから、今ほどのこの4月1日付け人事異動ですが、農業委員会事務局では、転出者、転入者ともに3名、それから内部での昇任者が1名でございます。本日、総会終了後に引き続き、退職又は異動となる農林部幹部の職員の挨拶の後、ご紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。また、私ごとではございますけれども、3月末をもちまして退職をいたします。青木会長をはじめ農業委員の皆さま方には大変お世話になりました。ありがとうございます。後ほど改めてご挨拶を申し上げます。

それでは、本日は農地法等議案37件他でございます。よろし

くご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、よろしくお願いします。

議長 長 それでは、規定に基づきまして、私が議事進行させていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。ご容赦ください。

それでは、最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号5番 久保田清隆委員、議席番号6番 野池久委員、両委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとなっております。本日の議事案件にしましては、議案第245号におきまして、お手元に配布いたしました別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。その他、別紙1以外に当事者又は関係者となっております方がおられましたら申し出ていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。他はよろしいですか。

【該当なし】

議長 長 それでは、別紙1以外はなしと確認いたしました。次に、議案の訂正の報告を事務局からお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。初めに資料の確認をお願いします。本日、お手元にお配りしました資料及び皆さまにお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧確認用のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。また、議案の訂正につきましては、本冊農地法議案と別冊1農地中間管理事業関連の議案にありました。最初に別紙、第26回総会農地法等議案訂正票（総会用）をご覧ください。訂正の内容は本冊の8ページになります。農地法第3条の24番の議案削除です。これは本人の都合により、申請の取り下げがありました。また、別冊1農地中間管理事業関連の訂正につきましては、後ほど議案の説明の際に、農業政策課よりご説明いたします。議案の訂正等の報告につきましては、以上でございます。

議長 長 それでは、本日は法人の農家創設案件がございます。最初に聞き取り調査を行います。事務局より、本件の審議の流れについて説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐

最初に、資料の説明をさせていただきます。議案と一緒に送
りしております別冊 3、こちらをご覧ください。この資料と本日
配布しております別冊 3 差替版、右の肩の所に差替版と、本日お
手元に置いてある資料です。こちらに差し替えていただきたいと
思います。差替えの理由ですけれども、担当の北部地区調査会と
事務局の質問に対しまして、別冊 3 の修正がされたことから差替
えをお願いするものでございます。別冊 3 の差替版をご覧ください。
訂正箇所等の説明をします。4 ページをご覧くださいと思います。
修正箇所は網かけの部分でございます。3 の年間収支
計画、4 の資金計画、5 の生産物の販売方法、こちらのところが
修正となっております。続きまして、12 ページをご覧ください
と思います。こちらでも網かけ部分が修正された箇所ございま
す。上から 5 段目と、その下のほうにある減価償却費、こちらの
修正でございます。

また、地区調査会で黒字になるまでの年間収支計画書につつま
して、ご質問がありました。これに対する回答としまして、こちら
本日、お手元に配布しております A 3 版の●●(株)、3 年間の
年間収支計画、こちらの資料をご覧くださいと思います。こ
ちらの表は、左上の所に第 1 期、第 2 期、第 3 期と、3 期構成に
なっております。この第 1 期というのは令和 7 年でございます。
令和 7 年、8 年、9 年という計画で、事業計画は令和 7 年の 5 月
から始まるというものでございます。こちらの一番下の第 3 期の
下から 2 行目の端の所を見ていただきたいと思います。営業利
益が 442,350 円で黒字になると。3 年目には黒字になるという計
画でございます。

その中身でございますけれども、要因でございますが、まず収
穫量の増加と販売価格の増加でございます。収穫量は各期の 1 行
目をご覧くださいと思いますが、2 期目で 2,200 キロ増加し、
3 期目で 500 キロ増やす計画です。また、売上単価を毎年、キロ
当たり 50 円ずつ増やしていく計画でございます。これは社員の
経験値と技術の向上に基づくものだという説明を受けておりま
す。

それでは、聞き取り調査について説明いたします。本件は法人
の農家創設となりますので、次第にはありませんが、法人の関係
者から事前に意見聴取を行うものです。資料の別冊 3 差替版と、
本冊の 3 ページを一緒にご覧いただきたいと思います。本日は●
●株式会社からの意見聴取となります。この法人は農地所有適格
法人として農業参入するものです。当法人が地区調査会におきま
して営農計画の説明をしておりますが、法人の農業参入案件でご
ざいますので、本日の総会におきましても営農計画の説明をして

いただくため、お越しいただいております。

続きまして、聞き取り調査の流れについて説明いたします。まず関係地区調査会長から調査結果等の報告をお願いします。その後、外で待機されている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただきます。質疑応答後、法人関係者に退席していただいてから通常の審議を行います。説明は以上でございます。

議 長 流れについて説明をいただきましたけれども、ご質問、よろしいですかね。それでは、事務局から議案と審議の流れについて説明をいただきましたので、最初に北部地区調査会長から、●●株式会社の営農計画について、調査結果等の説明をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。議案本冊の３ページに、本件の申請内容の記載がありますが、過日の北部調査会において受人の出席をいただいて、差替え前の法人の資料に基づいて説明を受けました。●●がやっていたブドウ園を引き継いで、引き続きワイン用ブドウを栽培したいというものでありまして、趣旨あるいは概要については理解できたのですけれども、配布されていた差替え前の資料について、数字の整合性のとれない部分があったり、黒字転換の時期がいつ頃になるのか、そういったものを整備した上で、改めて総会で資料提示を願いたいということで、事務局をお願いをしてありましたところ、本日、差替版が配布になったところでございます。

A３版の、ちっちゃい字で書いてある３年間の収支計画では、黒字化する年度等が明示されておりますし、数字上の齟齬のあった部分については、まだよく見てないのですけれども、適合された数字で記載されているものと推測申し上げます。ということで、資料については差替えとなりましたけれども、調査会においては３条許可相当ということで予定をしております。以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、今の調査会長からの報告で、ご質問いいですかね。それでは、●●株式会社の関係者のご入室をお願いします。

【法人担当者入室】

議 長 どうぞお座りください。

本日はお忙しいところ、この長野市農業委員会の総会にご出席いただき、ありがとうございます。私は、当農業委員会の会長をしております、青木と申します。いくつか質問をさせていただきますので、ご協力いただきたいというふうに思っております。

今日、●●さんにお越しいただいた理由は、●●さんが農業関係の法人というので、新しく立ち上げられた法人さんについては、最初に長野市としても、その内容についてお聞きをするとい

うふうになってます。そういった関係で、今日、お越しいただきましたので、よろしくお願いしたいと。

法人担当者
議 長

はい。お願いいたします。
既に、私どもの組織の一部である北部調査会においても、既に同様なご説明はされているかというふうに思います。若干だぶる点もあろうかと思いますが、それについてはご了承いただきたいというふうに思っております。

法人担当者
議 長

分かりました。
それでは早速ですけれども、今回の農家創設に至った経過、それから、ご提出いただいております資料に基づいて、計画等々についてのご説明をお願いいたします。

法人担当者

それでは、よろしくお願いいたします。私、株式会社●●の●●と申します。よろしくお願いします。今回、●●がブドウ園を取得するという中に、この株式会社●●というところも関連しておりますので、まず株式会社●●のご説明からさせていただきたいと思います。

●●という会社は、2000年の2月に、旧軽井沢で、●●というおそば屋さんをオープンしたのがきっかけでスタートした会社でございます。軽井沢のそば屋からスタートした会社ですが、現在では18ブランド、82店舗、そういう規模にまで飲食店の運営を拡大、成長しております。

運営するお店の中には、●●というブランドで培ってきたような、モダンな空間でワインとジャズを楽しみながら、そばを食べるような、●●というおそば屋さんであるとか、そばと釜飯を食べるような●●というブランド、あとは鎌倉にあるんですけど●●というブランド、そばでも3種類のブランドで運営をしております。そば以外にも和食で、銅釜炊きのご飯を主役にしまして、信州のおみそであるとかしょうゆであるとか、長野県産の素材を生かしたおばんざいなどと一緒に銅釜炊きのご飯を召し上がっていただくような、●●というスタイルのブランドも運営をしております。

あとは小布施にございます●●というブランドもございまして、こちらは小布施で代々伝わる酒蔵さんの跡地を我々で引き取って、その中で郷土の寄り付き料理という酒蔵の杜氏さんが召し上がっていたような料理を、皆さんに召し上がっていただくような、伊ワナの炊き込みご飯と寄り付き料理という商品を軸としたブランドも運営をしております。

そばと和食というところをメインにやってきたんですが、実は洋食も力を入れてまいりまして、同じく旧軽井沢にある●●というブランドですね。こちらはヨーロッパスタイルのパンを売りに

したお店でございます。こちら旧軽井沢を軸に、今、展開をしているんですけれども、それと同時にニューヨークスタイルのパンをメインの商品とした●●というブランドも運営をしています。

そんなような形で、そば、和食、洋食、ベーカリーレストランですね。あとは、そういった洋食の中でもハンバーガーを提供するようなお店、●●というブランドであるとか、そういったブランドを多岐にわたって運営をしておりまして、現在では82店舗というところになるんですが、そのお店の中でも非常に大切にしている、創業当時から大切にしているアイテムとしてワインがございました。ワインとそばを召し上がっていただいたり、ワインと洋食、パンを召し上がっていただいたりというスタイルを非常に大事にしてきた会社でございました。

そんな中で、ここ昨今の物価高騰というところを我々受けまして、ワインもやはり価格とクオリティーというところのバランスが非常に崩れてまいりまして、非常に、我々としても苦しいところではございました。そんな中で、我々としてもブドウ栽培であるとか、ワイン醸造というところに関しては、当初からやりたいと目論んでいたところではございました。そういったタイミングで●●さんから今回、ブドウ園のお話をいただきまして、我々としてはすぐに手を挙げて、我々で●●さんが営んできた40年の歴史のあるブドウ園を我々が引き継いで、そこで最大限ブドウの栽培に注力いたしまして、できる限りグループ内で高品質なワインを造っていきたいという目論見の中で、今回のブドウ園取得というところに至ったという経緯でございます。

我々、●●でブドウ園を取得するというところが、メインが飲食事業ですのでなかなか難しいというところで、新たに●●株式会社という会社を立ち上げまして、●●と同じ代表の下に、今回スタートさせるという経緯に至っております。我々の●●の中にも、ワインの分野に長けた人間がたくさんいます。ソムリエが10名ほどおりますし、ソムリエの更にランクが上のディプロマという資格を持っている人間も2名ほど在籍しております。ただ、ワインについては知識が豊富なんですけれども、やはりブドウ栽培というところは初めての経験になりますので、今回は外部の有識者の方であるとか、あとは今回、ブドウ栽培の経験のあるスタッフさんを、事前に募集をかけて集めさせていただきました。そうしたところ、20名ぐらいの応募をいただきまして、その中から3名の優秀なブドウ栽培、ブドウ醸造の経験者を採用することになりました。

みんな20代から40代までの、非常に若くて力あふれるメンバ

一でございまして、その中に、我々●●に所属いたしますソムリエの女性も加えまして、全部で4名でブドウ園の運営をスタートさせるというふうな経緯になっております。そんな中で、スタッフが一応揃いましたという中で、●●さんに全面協力をいただきながら、3月、4月と現地での具体的な研修に入らせていただいております、今、現地で一生懸命研修を受けているというところでございます。

こういった力強い、情熱あふれるスタッフが揃いましたので、その力を借りながら、我々も全面的にバックアップをしながら、高品質なブドウが作れるように、5月1日からスタートさせていきたいなと思っている次第でございます。一応、以上が会社と今回のブドウ園取得に至る経緯でございます。

議 長 ブドウ園のいわゆる収支計画、それから販売方法、それから栽培の技術の習得等については、ご提出いただいた資料のままでいいですか。

法人担当者 はい、そうでございます。一応、1期目を5月からスタートさせて、1年目に関しては年間で約16トンの生産を見込んでおります。3年目までには18.7トンを目指して生産していくというような計画で考えております。

議 長 こちらの資料ですね。

法人担当者 はい、そうでございます。

議 長 あとよろしいですかね。

法人担当者 一応、3年目には営業利益とEBITDAともに黒字化ができるような計画にさせていただいております。

議 長 それでは、ただ今、●●の方からご説明いただきましたので、これにつきまして、皆さんのほうからご質問がございましたらお願いいたします。私のほうからちょっとよろしいですか。まず●●さんの、先ほど82店舗展開されているというお話をお聞きしました。直近の総売上とどれくらいの利益か分かりますか。

法人担当者 すみません、直近の年商というところでよろしいでしょうか。

●●億円になります。●●単体で

議 長 一部、二部上場はしてないんですよ。

法人担当者 してないです。

議 長 もう一つは、●●さんとの、いわゆる資本関係、人事関係というのは何かありますか。

法人担当者 ございませぬ。

議 長 全く、じゃあ、関係ない？

法人担当者 関係はないです。関係ないというか、飲食です。

議 長 お取引先でということですね？

法人担当者 そうですね、取引させていただいております。

議 長 それと、もう一つは、ここでの●●さんは、あくまでもブドウ栽培で、醸造はどうされますか。

法人担当者 最初は、当初はブドウ栽培のみというふうに考えておりますが、行く行くはワイン醸造というところまで、同敷地内でできればいいなというところは、目論見はあります。

議 長 展望としては、もっとやるということですか。

法人担当者 はい。ちょっと、今の中では、我々のお付き合いのある醸造家さんのほうに下ろさせていただいて、ワイン造りをするというような形になるかと思えます。

議 長 ちなみに、業務委託された形での製品のお名前は何としたんですか。ワインのお名前は。これは変わらないんですか。

法人担当者 ワインの名前まではちょっとまだ決まってないんですが、一応、全量●●で買い取りをいたしまして、販売と飲食店のお客さまへの提供というところで考えております。

議 長 そうですね。●●さんで取りあえず販売展開し、その中での商品ブランドを上げていくと。

法人担当者 そうすると、大体行く行くは●●で、今、使用している3分の1程度を、●●から賄うようなイメージになるかというふうになるところを、目標にしています。

議 長 分かりました。それでは、委員の皆さま方で、ご質問ございましたらお願いします。はい、阿部委員。

阿部委員 こんにちは。阿部と申します。今、株式会社●●の内容を聞かせていただいて、大規模にやられているということで。ただ、今回、●●の資本金●●万円、1株●円。法律で決められてるからいいんですけど。2人の出資者。会社と●●との関係でいくと、●●万円の資金を出してくれる。信用貸しだと思うんですけど。それで買い取りも全部やる。丸抱えだということは分かるんですけど、役員2人の方と●●の関係で、●●の役員の2人の方も同じく兼務しているということでもいいんですか。

法人担当者 はい。

阿部委員 いいんですか。それで、すみません、今、説明された方は●●のほうの役員？

法人担当者 私は、株式会社●●の新規開発部の人間でございます、●●と申します。

阿部委員 取締役？

法人担当者 ではありません。普通の、ごめんなさい会社員。

阿部委員 会社員。普通は会社を代表するとなれば、今、言われたように●●が中心になって全部やってるから、●●の代表の方が説明して、ブドウ園の責任者、役員として名前が挙がってる。役員はなんとおっしゃるんですか、この●●。

法人担当者 ●●と申します。

阿部委員 じゃあ、●万円の出資ということで、分かりました。あともう一つは、従業員4人いらっしゃいますよね、役員を除いて。

法人担当者 はい。

阿部委員 ●●さんは、軽井沢に住んでる？

法人担当者 そうですね。いろんな所に転々と住まいを持ってるんですが、一応、軽井沢。

阿部委員 定款上は軽井沢だよな。

法人担当者 軽井沢のほうにおります。

阿部委員 それで従業員の方、農場長が下駒沢だから、現地に近い所で住んでいらっしゃる？

法人担当者 はい。東京から転勤をしまして、移住という形で、今回、新しく住まいを設けています。

阿部委員 あと3人の方が、大岡は、そんなに遠くはないと思うんだけど、あと2人の方は、240日間働くということは、ほとんど休み以外はここで働くことになると思うんで、そうすると、ちょっとここで示された住所だと、仕事の関係でどうなるのかなというね。

法人担当者 ごめんなさい。ここは採用時の住所を記載させていただいてもらいましたものですが、この●●と●●の2名に関しましては長野市内のブドウ園から約2キロ以内の住まいを、今、探しているというところでございます。

阿部委員 じゃあ、あとはみんな同じように、長野市内に住所は移してあるということなのね。

法人担当者 全員、長野市に住むようになっています。

阿部委員 分かりました。

議長 いいですか。

阿部委員 ええ。そういう点では大資本がバックにいて全部やってくれるということなんで、あとは順調にやってもらえればいいと思いますので。

法人担当者 はい。ありがとうございます。

議長 はい、北村委員。

北村地区調査会長 中部調査会の北村といいますけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

法人担当者 よろしくお願ひします。

北村地区調査会長 ●●ですね、●●さん。立派な店なんで、よく知ってるので、きちんとした会社だと思うんですけど。それで質問は、●●からの木は全部引き継いだということによろしいでしょうか、そのまゝ。

法人担当者 全て、4品種、引き継ぎさせていただきました。

北村地区調査会長 そうということですね。新しくやるんだから、すぐ生産はできる

ということですよ。それから、ブドウは初めてということだったんですけども、農業も初めてですか。

法人担当者　そうですね。

北村地区調査会長　そうですか。これは、ちょっと接客商売と違いますので、3人とも初めてということなんですけども、農業はいろいろ経験がものをいうところもありますから。

法人担当者　そうですね。経験者は採用したものの、やはり全てが初めてというところがございまして、もう5月1日の譲渡後も●●さんに、全面的にバックアップしていただきながら運営をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

北村地区調査会長　剪定は全部、終わったということですね。それで、細かい話を、ちょっと聞いて申し訳ないんですけども、1ページの権利内容の所有権移転ですよ。これは●●万円とあるんですけども、これは農地だけですよ。

法人担当者　そうでございます。

北村地区調査会長　そうすると、木の財産も含めると譲渡対価ってことになるんですか、●●万円という、ごめんなさい、4ページですね。

法人担当者　はい。ごめんなさい、土地の譲渡金額になります。

北村地区調査会長　●●万はね、そうですね。

法人担当者　それ以外の資産については●●円というところですね。農業経営実施計画書に記載のありますところになります。

北村地区調査会長　資金計画で譲渡対価といって●●万ありますけれども、これはいろんなものを含んでいるというふうに考えたらいいですね。

法人担当者　そうですね。はい、●●万は譲渡対価として充てることを考えておりまして、これは主に金融機関から借入れをします。

北村地区調査会長　分かりました。以上、今、数字的なところを直接、お聞きしたかった。最初に言ったように農業は違いますんで。天候とも、自然ともだし、消毒とか、そういうことも必要ですから頑張ってください。十分、研究されて成功するように。

法人担当者　分かりました。よろしくお願いいたします。

曾根会長代理　曾根といいます、4ページの肥料、農薬関係のところ、この中の内訳で、農薬代とはどのくらいになりますか。

法人担当者　すみません、農薬代の内訳、そこまで細かい内訳は、ごめんなさい、把握していませんが、この試算の根拠についてなんです、●●さんで作られていたところの、収支計画を参考にさせていただいた数字になります。農薬だけの金額ということでしたら、お出しはできると思うんですが、ちょっと今、この場でお答えができないというところがございます。

曾根会長代理　それと、将来、醸造所っていうのを、ワインを造るとかも計画

してるっていうんですが、面積的に、この面積で増やす予定はあるんですか。

法人担当者　そうですね。ちょっとごめんなさい、そこまでまだ視野に、もちろん目標にはしているものの、そこまで具体的な視野に入ってきているわけではなくて、まずは最低限ブドウの栽培が順調にできること。それからできる限り高品質なワインが生産できることというところだけを考えて、まずはスタートしたいと思っていますので、できる限り、5年目までにブドウの単価を上げて、高品質なワインが造れるような状態を作っていきたいと。

その段階である程度、安定してきましたらワイン醸造のところが視野に入ってくるかと思いますので、ブドウ園の現在の所有地だけで足りなければ、またちょっと別途、検討しなくてははいけないでしょうし、その辺は、その段階になってから、ご説明させていただくような形になるかと思っております。

曽根会長代理　ありがとうございます。

議　　長　　他いかがですか、よろしいですか。いずれにしても富竹としては歴史あるブドウ園なんですよ。だから経営は非常に大変だと思うんですよ。特に異常気象を含めて、相当、覚悟して取り組んでいかないと、いわゆる収支計画どおりうまくいかないように思っていますので、そういった面では、本当にその地域と栽培管理、それから地域との関係を含めて、しっかりやっていただきたいというふうに思います。単に、これはもう採算が合わないから、じゃあということじゃなくて、地域としては、これだけの面積で大きな宝ですから。ましてや善光寺平ワインバレーの、昔からの一番大きな場所ですから、そこら辺も心にとめていただきながら、ぜひ守っていただきたい。その覚悟でやっていただければありがたいです。私どもとしては成功を心からお祈りいたします。

法人担当者　ありがとうございます。

議　　長　　よろしく願います。

法人担当者　お願いいたします。弊社の代表の●●なんですけれども、元々小諸の出身でございまして、小諸の味噌屋の子孫でございまして。ですので、彼が非常に長野に対する愛情が強く、我々が作るお店に関しても、常に長野の素材であるとか、長野の土地を大事にして作ってきたお店が多数ございます。今回のブドウ園取得に至りまして、その強い思いからブドウ栽培というところに踏み切ったというところはございますので、この長野の、非常に土がきれいな場所といわれていますので、そのきれいな土と、あとは●●さんが40年培ったブドウ園というところを、歴史を途絶えさせることなく、我々でしっかり引き継いでいけたらなというふうに思っています。

議 長 はい、分かりました。すばらしい決意表明をいただきましたので、これで私どもも安心して見守っておりますので、よろしくお願いします。

法人担当者 はい、よろしくお願いします。

議 長 お忙しいところ今日は、ご丁寧なご説明をいただいて、ありがとうございました。

法人担当者 どうもありがとうございました。

【法人担当者退室】

議 長 それでは議事に入ります。農地法等に関わる事項について、議事を行います。議案第 241 号を議題にいたします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠井主幹 兼 事務局長補佐 議案第 241 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 9 ページの 28 番までの 27 件でございます。内容につきましては、所有権移転案件が 23 件、使用貸借権案件が 4 件となります。農家創設は、6 番、7 番、9 番、11 番、12 番、17 番の 6 件となります。10 アール未満の案件は、2 番、4 番、5 番、8 番、10 番、16 番、18 番、21 番、23 番、25 番の 10 件です。

なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。したがって、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。初めに北部地区調査会長から 1 番から 7 番、お願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番につきましては、有償による所有権移転であります。本件については、受人が既に貸借契約を結んで耕作を営んでいる畑でありまして、その借り入れ手続きに関しては、合意解約の手続きを経た上で、今回、3 条による所有権移転の申請がなされたもので、許可相当と考えております。

2 番につきましても、有償による所有権移転であります。10 アール未満の取得でありまして、受人は耕作ゼロでありますけれども、受人の自宅に隣接した畑を耕作したいというものでありまして、許可相当というふうに判断いたしました。

3 番は、有償による所有権移転であります。こちらも 1 番と

同様、既に借り入れ手続きが済んでいた農地を合意解約して、改めて売買という形で所有権を取得したいというものであります。こちらについてはリンゴが耕作されておりまして、立派な農家でありますので、許可相当というふうに判断いたしました。

4番であります、こちらにも有償による所有権移転でありまして、10アール未満の面積でありますけれども、本件につきましては、受人が豊野地区内にある空き家を購入して、現在、リフォーム中でありまして、その空き家に隣接した畑を併せて取得するというものでありまして、野菜を作りたいということでありまして、農地としての活用が見込まれますので、許可相当といたしました。

それから5番であります、これも10アール未満の有償による所有権移転であります、これは北部幹線沿いの広い道路の脇にある畑でありまして、面積は10アール未満でありますけれども、そこに記載のとおり、様々な作物を作りたいということでありまして、既に仮登記がされているものの、改めて所有権移転申請の3条申請があったもので、耕作がされるという見込みで、許可相当といたしました。

6番につきましては、農家創設案件でありまして、有償による所有権移転であります、渡人の経営面積3,909㎡、これを全て受人が引き受けるということでありまして、農家創設案件でありますので、調査会に受人本人の出席をいただいて内容を聞き取りました。有効活用が見込めるということで、営農計画も問題なく、許可相当という判断をいたしました。

7番であります、これも農家創設案件でありまして、先ほどの受人のご説明をいただいたものでありまして、これも営農計画に大きな問題はなく、許可相当ということとを判断しております。以上です。

議 長
和田地区調査会長

続きまして、西部地区調査会長から、8番から10番まで。

西部地区調査会の和田です。8番につきましては、10アール未満の有償の所有権移転事案であります。受人は、自宅から1.3キロメートルの本地を購入してトマト、キュウリ等の野菜を栽培するというもので、許可相当と判断いたしました。

9番につきましては、有償の所有権移転で農家創設事案であります。西部地区調査会において、受人の営農計画を聞き取りました。受人は、年齢58歳、役職定年後、農業を行いたいということで、1年ほど前から農家実習を行い、定年後、神奈川県から戸隠に移住して空き家を購入し、現在、空き家は取り壊し建て替え中ということで、永住したいという希望もあります。申請農地につきましては、空き家に付随した農地で、戸隠に移住後、技術員か

ら指導を受け野菜作りを行い●●に出荷予定。また、将来的には直売所や、ネット販売の拡大を考えているということで、農業に対する意欲が感じられ、許可要件を満たしてるものと判断しました。

10 番につきましては、10 アール未満の有償の所有権移転事案であります。受人は、自己所有の水田に隣接している本件農地を買って農業の拡大を図りたいということで、働き手も夫婦で行っておりますので、将来的にも農業を行っていくということが判断されますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、11 番から 16 番をお願いします。

北村地区調査会長 11 番、12 番でありますけれども、この二つはいずれも農家創設案件であります。調査会にご出席いただきまして、本人から営農計画等の説明を受けました。11 番は、●●の集配をやった方、定年になったんですけれども、その間に地域の農家とも非常にコミュニケーションをとって、やってみないかということで、本人がやりたいと今回の農家創設となりました。12 番は、娘さんがご両親の農地を借りて、今から準備して、農業を準備して最終的には継いでいきたいという観点での農家創設であります。いずれも内容に問題なく、許可条件を適合していると判断をいたしました。

それから 13 と 14 ですね。これは交換であります。面積は若干違いますけれども、お互いにこれで合意するということでありまして、交換をするという案件です。もう既に、それぞれの交換後の農地で耕作をしております、調査会では問題ないというふうに判断をいたしました。

それから 15 番ですね。15 番は、お姉さんと妹の間での贈与であります。渡人のお姉さんが、もう高齢になっているため、この申請地の隣に住んでいる妹さんに対して贈与をするということでありまして、引き続き農業をやりますから、許可条件に適合しています。

進んでいただきまして 16 番ですね。16 番は、他の都市から移住してきた方なんですけれども、受人がですね。そして真島地区なんですけれども、そこで宅地を購入をしたということであります。そしてこの宅地に直接、隣接している農地も、この際、購入したいということになります。この受人が、若いんですけれども、農業できるのかなということで、いろいろお話を聞きますと、現在、鬼無里で農業をやっているご両親と一緒に同居するということで、一緒に農業をやるということが分かりましたので、調査会では問題ないということと判断いたしました。以上です。

議

小林地区調査会長

長

続きまして、南部地区調査会長、17 番から 25 番お願いします。

南部の小林です。17 番につきましては、使用貸借権の設定によりまして農家創設の案件であります。地区調査会におきまして受人より説明をいただきました。受人は、貸人である妻の父の手伝いをする形で、昨年より農業に携わっております。そのきっかけで本格的な農業を始めたいという考えで、自宅に隣接している農地を借り受けまして、同居の義両親ですね。ですから奥さんのご両親の技術を受けながら、トマト、キュウリ、ジャガイモ等、耕作していく予定ということであります。将来は、自家消費の範囲内ですけれども、果樹栽培にも挑戦していきたいということでありました。

続きまして 18 番になります。18 番におきましては、農業による所有権移転のものであります。10 アール未満の案件ですけれども、渡人は病気により農地と実家、建物を管理することができなくなったため、不動産業者の仲介により受人に所有権移転するというものです。受人は長野市内の若里にお住まいであります。今回の案件は信州新町ですけれども、今回に併せて譲り受ける住宅が、申請地から徒歩 5 分の場所にありますので、これをセカンドハウスとして、近くの農業の拠点として作付けする予定のものは、ニンニクとかタマネギ、キュウリ、トマトということでございます。

続きまして 19 番。贈与による所有権移転ということであります。受人は既に農業をされている方で、渡人と受人は本家、分家の関係にあたります。本家の所有地を継承する人がなくなったため、分家である受人が引き受けるということであります。作付け作物は、ウメを予定しているようでございます。

続きまして 20 番。有償による所有権移転によるものです。渡人親子が高齢と病気のため農業が困難となっており、近隣で耕作されている受人が引き受けるということになったものです。作付け予定作物は水稻ということです。

続きまして 21 番でございます。賃借権設定によるもので、10 アール未満の案件であります。受人は、こども園、●●保育園ってご存じだと思いますけれど、経営する学校法人でございます。こども園の活動の一環で、園児用のサツマイモ畑として申請地を耕作したいという意向でございます。

続きまして 22 番。有償による所有権移転によるものです。申請地は元々別の人に貸していたところ、耕作されなくなったということで、受人が引き受けることとなったものです。受人が既に管理しているとのことでもあります。作付け作物は、サクランボ、モモということのようでございます。

続きまして 23 番ですけれども、贈与による所有権移転でございます。10 アール未満の案件です。渡人と受人はおじ、おいの関係にあたりまして、申請地は受人の住宅に隣接しております。受人家族は、長年管理してきておりましたが、今回、正式に所有権移転をしたいと考え申請に至ったとのことでございます。作付けの作物は、ナスとジャガイモとのことでございます。

その後、24 番ですけれども、24 番は削除ということで、25 番になります。25 番につきましては、贈与による所有権移転するもので、10 アール未満の案件です。受人はおば、めいの関係にあたります。受人は、住宅を建設するために、申請地の隣接地を渡人から譲り受ける経緯があります。市街化区域の狭い農地ですが、受人が引き続いて耕作していくということで、今回の申請に至ったとのことでございます。作付け予定は、長ネギ、トマト、キュウリということでございます。いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長
近藤地区調査会長

それでは、東部地区調査会長、26 番から 28 番お願いします。
東部地区調査会の近藤です。まず 26 番ですが、譲渡人は以前より所有農地の整理を進めている中で、今回も所有権移転ということでございます。譲受人が以前より耕作をしていた二筆で、4 反歩以上になる農地なんですけれども、非常に低い対価で取得を勧められたというものでございます。

27 番ですが、こちら市外にお住まいの高齢である譲渡人のほうで整備、管理できないという中で農地を手放す。そういった中で、やはり以前から耕作をされていた、その農地に隣接して居住する譲受人のほうで、無償で移転という案件でございます。

28 番につきましては、該当の農地が山がちな所に所在していて、遊休農地で立木なども成長したような状況であると。そこを無償で譲り受けた譲受人などのほうで立木の伐採、抜根などを進めて、今後、ヘーゼルナッツを植栽をしていくということです。植栽についてはまだこれからということで、栽培についても近くのヘーゼルナッツの栽培者から指導を受けて取り組んでいきたいというものでございます。いずれも許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手を求めます。ご意見、ご質問ありますか。

【質疑なし】

議 長

では議案第 241 号の採決に入ります。許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 241 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 242 号を議題にいたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹 議案第 242 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、
兼事務局長補佐 ご説明申し上げます。本冊の 11 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番の 3 件でございます。1 番は、貸駐車場を設置する転用案件です。2 番は、駐車場を設置する転用案件です。3 番は、営農型太陽光発電施設を設置するもので、許可日から 3 年間の一時転用案件です。備考欄をご覧ください。機構意見とありますが、この案件については、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件であるため、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議いただいた結果をふまえて、長野県で許可、不許可の判断を行うものとなります。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に達しておりました農地法第 4 条の 1 件は、許可済みとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。最初に西部地区調査会長から 1 番についてお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。1 番につきましては、貸駐車場設置の転用案件です。本件は、通称長野須坂インター線の開発によって残置となった農地で、耕作できなかった農地を許可申請を行わないで埋め立て、貸駐車場として、平成 20 年頃から使用していたという案件ですけれども、本人から顛末書が提出されて、やむを得ないものと認められる事案です。許可するという事で、調査会では意見がまとまりました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から 2 番についてお願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。2 番ですけれども、自家用の駐車場を設置する案件でございます。申請人の敷地内に農業後継者の予定なんですけれども、この息子が住宅を建設しておりますけれども、駐車場が不足するため、隣接する自分の申請地の農地を駐車場として転用して、自家用車なり農業用のトラックを駐車したいということであります。現地を確認しましたが、申請の農地は申請者の農地だけのためですので、営農に支障が出るということはありませんので、許可相当ということで判断をいたしました。以上です。

議

長 続きまして、東部地区調査会長から3番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。先ほど事務局から説明あったとおり、営農型太陽光発電の更新に伴う申請でございます。申請者、農事組合法人●●は、飯綱町を中心に野菜、水稻の栽培を行っているという法人であります。この営農型の事業取っ掛かりの当初は、農業法人●●という、名称が異なっております。途中で役員体制が変わり、また社名も変更しています。その法人自体が一新されたというような法人であります。

調査会においても、今後の営農計画等について申請者より説明をいただきました。それに先立って、現地ほ場でも申請者同伴で現場の確認をしております。最初から、出だしがそうだったんですけれども、本来、実がまだ付けられないような幼い木の鉢植えが並んでいたというような状況で、現場確認の際も剪定だとか、あるいは水やり等、日常の管理が行き届いていないような状況が確認されました。これは組織の変遷等も影響したのかと思われます。その中で収穫量、昨年は10キロというところで、これも後で追加した5年物の苗からの収穫ということで、収穫量についても、当初計画には到底及ばないというような状況のものです。

それ以前に農業を、果樹を育てるという姿勢というか体制が、今まで整っていなかったというようなところが見受けられたものです。そのまま令和4年に事業スタートしたところ、対外的な事情、コロナだとか世界での紛争の発生、それからまた発電設備を担った業者の倒産というようなところで、出だしでつまずいたというような状況でもあります。実際にスタートしたのは翌年の令和5年5月になってしまっていたという中で、そんなこともあって、当初、手配した苗木も本来、目指していた5年物の苗木というものを手配、確保できず、若い苗木で対応を進めてしまったというような状況でございます。

調査会の中でも非常に厳しいご意見が出されました。そんな中で、現在の申請人については、果樹栽培については素人、ブルーベリーも素人というような方なんですけれども、関連の栽培者からの指導を頼もうと、受けながら徐々に収穫が確実になる苗木の確保を進めて、3年後には平均値を上回るような収穫というものを目指すということでございます。

それに当たって、今年は、現在160鉢設置されて、栽培を進めているんですけれども、その中の80鉢については収穫が見込めるということで、それについては、また地元の担当委員で状況を確認して、収穫の状況まで確認を随時進めていく。また実際に育成の管理、そういったものを日誌として記録を進めていく。また、

1年間の実績については、農業委員会へも実績書を提出する。これは法で定められた報告書でございます。そういったようなところを、取組を進めるということを、改めて資料としても、今日の総会に間に合うように提出をしていただきました。

そんなところで、将来の、この3年間の取組の状況を確認しながら、堅実な営農が進められていくように期待をしながらということで、そういった条件の下で許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について発言のある方は挙手を求めます。いかがですか。はい、阿部さん。

阿部委員 今の近藤さんの説明のやつなんだけど、こういうことでいいんだよね。1,005 m²の農地を、上には太陽光があって、それで0.26の部分が電柱ということなんだよね。そこだけが転用ということなんだよね。それで、もう一つは、太陽光では倒産したっていう話があるから、どっちの所有権だか知らないけど、下のブルーベリーとか、それがうまくいってないと、計画どおりにいってないけど、これでもう一度やりたいから、やってほしいという意味なんだよね。

近藤地区調査会長 そうですね。

議長 パネル下のいわゆる栽培が、平均的な収量80パーセントを、通常確保しなさいというのが営農型発電の一番基本的なところなんですよね。それが今回、3年経っても80パーセントが遠い数字だということで、改めてハチマキを締め直して、もう一回挑戦させてくださいと。

阿部委員 ただ、あれですよ、飯綱町で実績はあるわけですよ。

議長 ありますよ。

阿部委員 何が原因だった？

議長 だから、標準的ないわゆる技術はあるんですけども、何が実績だか、恐らく管理が悪いんですよ。水やりもしてない、除草もまともにしてない、愛情を持って育ててないんですよ。そういうことがこうなったんで、強いお灸をすえて、本人がどうしてもやりたいと言うから、今度こそ間違いなくという、是正措置も含めて、今回調査会としては結論になったということです。

阿部委員 ただ、農業収入、農家を継続する上での太陽光の利用っていうと、大事なことも一部あるんだけど、それが悪い見本になっちゃうといけない、要するに次の許可の問題があると実績が、長野市農業委員会とすれば。成功例をちゃんと作ってもらわないと、あまりよろしくない実績になっちゃうと、その辺を自覚してもらわないと、まずいんじゃないかなと。

議 長 はい、近藤委員。

近藤地区調査会長 電気設備、太陽光発電の設備関係の事業者が倒産っていうふう
に申し上げたんですが、その事業については、今回の申請人が別
法人として、その事業を引き継いで現在に至るという状況です。
ですから、申請人のほうで電気の販売、収入、それから下での営
農収入、法人組織は別なんですけれども、そちらもその申請人に
関わってくるというものになります。なんでブルーベリーを栽培
したかという、資料によると農林水産省のホームページで、半
陰性植物、半分日陰のような、そういったところでの栽培事例と
してブルーベリーが掲載されていたということで、販売価格も安
定していたことも含めてのようです。

議 長 他、ご意見、ご質問。はい、北澤委員さん。

北 澤 委 員 ちなみに、太陽光の高さ、どのくらいあるんですか。

近藤地区調査会長 2.5メートルくらいですかね。パネルが斜めに。

北 澤 委 員 そこには人間が立っても全然、当たらないということですね。

近藤地区調査会長 そうです。

北 澤 委 員 長沼地区でも、下にワラビを作っているのがあるんですけど、
それは、もう 150 ぐらいだから、人間が当たるくらいなんですけど、
ブルーベリーは木だから、その分、まだもっと木は伸び続く。
鉢植えだからいいと思うんですけども。多分、水、鉢植えの場合、
水やらないと、多分、絶対、駄目なんですけど、長沼地区は、ワ
ラビだったんですけど、それでも結局、水、点滴灌水やるように
したんですよ。

あと農業収量の目標に関して言うと、飯綱町で作ってた人が、
自分の目標を出したんだから大丈夫だと思うんですけど、県やな
んかの、多分何キロ採れていくらってなるっていう、あれ意外と
高いんですね、目標。

議 長 高いですよ。

北 澤 委 員 その 8 割っていうと、木が枯れ出した畑は、多分その目標に
行かない可能性があると思います。私らの場合はワラビだから、
植え替えでもすればいくらかでも増えるけど、株分けで植えるわけ
じゃないですから。長沼地区でやってるのも、正直、もう 9 割は
達しないんですけど、私が調べて、いったんワラビ、どのくらい
採れるっていう目標が、県の人たちが、どこから資料を持ってきたか
知らないけど、設定値が高いんですよ。実際ワラビを作って
る人って、そんなにいなくてもですよ。大量に作ってる人がいな
いから、その設定値がどうなってるか知りませんが、なんです。
ただ別に、そういう事例があったっていうことだけ頭に置いてもら
ったほうがいいと思うんですけど。

近藤地区調査会長 今後、管理については定期的に確認して。

北澤委員 多分、県の人には設けてるんじゃないですか。ワラビの場合も県の人、見えたことあるけど、県の人には正直、何も知らなかったですね。無理もないとも思いますけど。そういう事例もあります。以上です。はい、ありがとうございます。

議長 事務局、何か、倉島係長さん、担当地域として補足ありますか？

倉島係長 特にありません。

議長 いいですか。他、ご質問ありますか。はい、善財委員。

善財地区調査会長 事務局に確認したいんですけど、調査会長のお話の中で倒産だとか、申請人が変わってとかという発言があったように記憶してるんですが、確認したいのは、この、ブルーベリーを作るための3条許可が令和3年11月、それから太陽光発電のための転用許可が、令和7年の3年前といえれば令和4年だから、令和4年の4月に一時転用許可を受けたと。それぞれ3条、あるいは、この太陽光発電をやろうとする土地の所有者である、農事組合法人●●理事、●●さんということによろしいんでしょうか。

議長 事務局、回答ありますか。

倉島係長 当初から営農されていた●●という名前が変わっただけで、●●という名前に変わっただけで、育苗をしている方は当初と変わりございませんので、社名が変わった、理事の方が変わったというお話だけで、当初と何も変更がございません。

善財地区調査会長 この理事の記載の名前の方が、自分の個人名義の土地を、4条許可を取って太陽光を設置したということですか。

倉島係長 すみません、その方の農地ではございません。3条でその方が貸借をして、自分で権利を持っておりますので、4条の転用申請になっております。

善財地区調査会長 元々土地の所有権は他の人にあるわけ。

倉島係長 はい、そうです。

善財地区調査会長 それを3条許可を受けて借りて、それで同時にその借りた農地の上に太陽光を設置したということなのね。

倉島係長 そのとおりでございます。

善財地区調査会長 それは5条で許可を受けるべき要件じゃないんですか。

倉島係長 権利が自分の所にありますので、それは農地の権利は変わらないので4条になります。

善財地区調査会長 地主にしてみれば、貸した相手が、そういった農地以外のものに利用するということは、貸した土地所有者の方が、転用目的で貸したという自覚はないということによろしいんでしょうか。

倉島係長 元々のお話なんですけれども、土地の所有者の方が農事組合法人の●●という会社に、太陽光、営農型でやってもらえないかというような、どうもお話が下にあったとお伺いしていますので、その農地を3条で借りて太陽光発電するということは、土地所有者

も承知しているお話なので、特にそのところは問題にならないかと思います。

善財地区調査会長 5条申請がないから、地主は承知してないんじゃないかということになりかねないんじゃないかというふうに、私は思うんです。それで、この太陽光発電をやってる、この事業者が変わったんですか。

倉 島 係 長 事業者が変わったのではなくて、名称が変わったんです。この名前を、法人名を変えた。

善財地区調査会長 名称が変わったというのは、法人格が別じゃないんですか。

倉 島 係 長 同じ法人で、下線が引かれた状態になっております。

善財地区調査会長 法人名の訂正登記？

倉 島 係 長 はい。

善財地区調査会長 了解です。

議 長 よろしいですか。

善財地区調査会長 はい。

議 長 他、いかがですか。

清水委員長 大変、厳しい意見が出たというんですけど、調査会では皆さん、全員が賛成したんですか、それとも賛成多数でここに出てきたということでしょうか。

近藤地区調査会長 無条件でということではないですけども、先ほど申し上げたような、今後の計画の確実な実践とか報告、そういったところを条件に一応、相当と判断したんですけども、それは全員一致で判断したところです。

清水委員長 分かりました。

議 長 他、いかがですか。

奥 山 委員長 これ、売電のお金って、こっちの●●の所に売電のお金は入ってるの？やってみて自分のところに入ってきてなきゃ、おかしいなと思ったんだよな。自分でやると、よそのうちに、あんなのを作ってって、隣近所に言われるから貸し出して、そこでやってもらって、お金が入ってきてるのかなと思ったら、そうでもないんだね。

議 長 それ入っているでしょ。要は事業者の所にちゃんと。

奥 山 委員長 そうだね。

議 長 入ってるよね、はい。

阿 部 委員長 農地、貸してるから、農地の代金は。

奥 山 委員長 代金は取るけどね。だから、その売電の一部も入ってきてるかなと思ったの。

阿 部 委員長 それは入ってるでしょ。それじゃなきゃ、農業者がやってくれて言わないと思う。自分でやればいいんだもん。

議 長 他、いかがですか。では、意見が出尽くしたようでございます。

4条は他に意見ないね。それでは、ただ今の説明をもって意見が出尽くしたということで、採決に入ります。議案第242号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【賛成多数】

議長 賛成多数。よって、議案第242号につきましては、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第243号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第243号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。本冊の13ページをご覧ください。番号1番から次ページの6番までの6件でございます。1番は、駐車場を設置する転用案件で、備考欄の農振除外日のおり、令和7年3月12日付けで、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。2番は、農業後継者別棟住宅を建築する転用案件で、5条計画変更議案1番と関連しております。3番は、井戸と駐車場を設置する転用案件です。4番は、砂利採取用地として利用する一時転用で、許可日から1年間までとしています。また転用面積が3,000㎡を超えるので、機構意見となります。5番は、資材、残土置場を設置する転用案件です。6番は、砂利採取用地として利用する一時転用で、許可日から1年間までとしています。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に達しておりました農地法第5条の5件の案件は、4件が許可済みとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。最初に、北部地区調査会長から1番と2番、お願いします。

善財地区調査会長 1番は、備考欄にありますとおり農振除外が3月12日付けで行われた農地でありまして、受人は、廃棄物処理業を営んでいる●●が駐車場を設置したいというものでありまして、碎石を敷いての駐車場利用という申請でありました。既存敷地の隣接でありますし、周辺農地への影響は少ないと判断をいたしまして、許可相当と判断いたしました。

それから2番ですが、使用貸借権設定による転用案件であります。こちら、1ページめくった次の議案の申請人、渡人、受人と全く同じ名前でありますけれども、次の議案で計画変更がなされる転用案件について、敷地が追加転用の必要が生じたということで、面積を47㎡増やして転用行為をしたいというものであり

議 長
北村地区調査会長

ます。農業後継者別棟住宅の建築であり、影響は少なく許可相当というふうに判断いたします。以上です。

中部地区調査会長から、3番から5番までお願いします。

中部地区でありますけれども、3番は、そこにありますように、井戸と駐車場を設置する案件になります。借り人の●●が、現行の敷地内に新工場を建設するということで進めておりまして、それに伴って既存の井戸と駐車場を閉鎖させないといけないということであります。そのため、既存工場の隣の申請地、これを転用して、新たに井戸と駐車場を設置したいというものであります。周辺の農地は、ほとんどこの●●の駐車場になっておりまして、周辺に残っている農地は、この貸人のわずかな農地があるだけということで、周辺農地の営農に支障を来すようなことは問題ないということでありまして、許可相当というふうに判断をいたします。

それから番号4は、3,000 m²を超える農地を使うんですけれども、砂利採取のための一時転用という案件であります。本件については、現地に調査会のメンバーと、それから事務局の方もみんな来ていただきまして、合同で事業者から聞き取り議論をいたしました。まず1点は、周辺の農地では影響を及ぼさないということと、2番目は、事業が完了したら、所有者が田んぼに復元するために使うということなので、使用者とよく相談しながら従前の農地に準じた状態にきちっと、所有者の理解が納得するまでは、きちっと復元することと、3番目は、通学路になっておりますので、交通安全等地域の環境に、十分注意してくれということを確認いたしましたして、事業計画書にもそれを書かせることにしております。ということなので、調査会では許可条件を満たしているということで判断をいたしました。

それから5番は、川中島に本社がある建設業者です。この申請地を買って資材置場にしたいという転用の件であります。道路を挟んで、この申請地の反対側に、既に既存の敷地がありまして、受人からすると事業の向上のため、資材置場、残土置場として増設したいということであります。現場に行きまして、現場と事業計画等を確認いたしました。既にもう田んぼが雑種地になっているということもありまして、基本的には周辺農地の営農条件にも支障するという状況ではありません。それからもう一つ、申請地に隣接するような宅地ですね。これについても確認いたしました。既に説明をしているということで、既存の、1回やっておりますので、その反対側でありますけれども、許可相当ということと判断してもいいかなということとあります。以上になります。

議 長 それでは、南部地区調査会長、6 番お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。6 番につきましては、篠ノ井岡田におきまして、砂利採取用の用地の転用申請でございます。調査会では、申請地の周辺を担当している農業委員と推進委員 3 名、それと事務局から 2 名お越しいただきまして、業者等の立ち会いの下、聞き取り調査を行いました。業者からは、いろいろ細かく工事の進捗報告とか、説明を受けたわけでございますけれども、その中で、現状の周辺の果樹とか影響が出ないように、工事中に採取した土を固めて粉塵等舞わないようにシートを掛けるとか、あとは埋め戻し用の土ですけれども、専門業者の検査を受けると、結構、あちこちで工場について検査でいろいろ引っ掛かるようなこともあるみたいですね。そういうチェックをするとおっしゃっておられました。

また、埋め戻し後の表土につきましては、石が混じっていないか、トラクターで何回かかいて、3、4 回、かいて石を拾うとか、水田のお話ですから、石とかなないように実施するという話をしておられました。事業終了後ですけれども、田への復旧について、事業者が責任を持って行うということでございます。なお、工期は転用期間で 1 年間ということでございます。南部調査会の審議した結果、周辺農地への営農条件に支障が生じる恐れがないということで、許可相当と判断いたしました、以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明及び各地区調査会長さんの報告について、発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 それでは、意見がないようですので採決に入ります。議案第 243 号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 243 号は、許可相当と決定いたしました。

まだたくさんあるんですけども、だいぶ時間過ぎてますので、ちょっとここで休憩を挟みたいと思います。今、この時計で 19 分ですけども、半ですね。3 時半まで休憩し、3 時半に再開いたしますので、ご協力よろしくをお願いいたします。休憩します。

【休 憩】

議 長 議事の再開をいたします。引き続きまして、議案第 244 号を議題にいたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠 井 主 幹 議案第 244 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について、ご説明申し上げます。本冊の 15 ページをご覧ください。

番号1番と次ページの2番の2件でございます。1番は、令和6年9月30日開催の第20回総会において、農地法第5条による転用案件として許可相当と決定し、県に進達後、同年10月9日付けで許可となりました案件の計画変更申請となります。一番右の欄の変更内容と理由をご覧ください。一番下の変更理由につきましては、建物基礎及び擁壁双方の安全、安定性を考慮して、建物基礎から擁壁までの離隔を十分に確保する必要があることから、用地を広くしたいとの理由でございます。変更内容は2点あります。まず、事業用地の追加では、変更前面積393㎡に47㎡を追加して、変更後面積を440㎡とするものです。また、工事計画期間の変更は、変更前の許可日から令和7年4月30日までを1カ月延長し、令和7年5月30日とするものです。

続きまして、16ページの2番をご覧ください。本件も令和6年9月30日開催の第20回総会において、農地法第5条による転用案件として許可相当と決定し、県に進達後、同年10月9日付けで許可となりました案件の計画変更申請となります。一番右の欄の変更内容、理由をご覧ください。一番下の変更理由につきましては、受人は事業所新設に伴う一連の工事の一部である地中管路工事が難航し、当初予定工期が延長したとの理由でございます。変更内容は2点です。一時転用期間は、変更前の許可日から令和7年5月31日までを2カ月延長し、令和7年7月31日とするものです。また、工事費につきましては、変更前●●円に●●円を増額し、●●万円とするものです。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見と報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長、1番お願いします。

善財地区調査会長 1番ですが、本件については事務局の説明のとおりであります。この244号議案のこの案件については、このナンバー1につきましても、使用貸借権設定による5条許可であったそうでございます。周辺農地に与える影響が少ないということで、5条案件とともに、こちらでも許可妥当という調査会判断となりました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から2番お願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。本件につきましては、先ほど事務局説明のとおり、受人●●が、●●る株式会社の電力用管路新設工事のために、本件農地を工事用の資材置場及び駐車場として利用する一時転用の事案で、これまでも審議いただいた事案であります。その後、変更理由のとおり、一連工事の受人が行う工事の前段工事が難航したことにより、当初の工期を延長せざるを得な

- 議 長 くなったもので、周辺農地への及ぼす影響が少ないと認められるため、許可相当と認められます。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。
- 【質疑なし】
- 議 長 ご質問がないようでございますので採決に入ります。議案第 244 号を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 244 号は、原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、別冊 1 の議案第 245 号を議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。
- 農 業 政 策 課 農 業 政 策 課 の 相 澤 と 申 し ます。議案第 245 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてご説明申し上げます。初めに議案の訂正について説明申し上げます。本日お手元に第 26 回総会議案訂正票（農地中間管理事業法関連）と差替えをお配りしております。ご覧ください。上の部分が地区調査会での訂正、下の部分が本総会での訂正する内容になります。
- 相 澤 主 事 初めに、地区調査会での訂正についてご説明いたします。別冊 1 の 5 ページをご覧ください。これからご説明する 3 件の取り下げにつきましては、借受人、●●さんに関わる取り下げになりまして、5 ページの番号 7 番、8 番、9 番について取り下げを行いました。また、おめくりいただいて 6 ページの 10 番、11 番についても取り下げを行いました。また、ページ飛びまして 41 ページの番号 3 番から 44 ページの 9 番まで、同じ●●さんに関わる取り下げをさせていただきます。
- 次に、本総会にて訂正する内容についてご説明いたします。訂正表をおめくりいただきまして、別冊 1 の 1、2 ページの差替えになります。こちらにつきましては、これからご説明します取り下げに伴いまして、集計数値及び人数の修正のため差替えを行いました。
- 次に、取り下げについてご説明いたします。別冊 1 の 6 ページ、7 ページをご覧ください。6 ページ、7 ページの番号 12 番、13 番につきまして、取り下げをさせていただきます。
- それでは、議案の説明に入ります。機構が作成する農用地利用集積等促進計画については、同法第 18 条第 3 項の規定において、農林水産省で定めるところにより、あらかじめ農業委員会の意見

を聞くものと規定されております。この農用地利用集積等促進計画の要件ですが、長野市基本構想に適合すること、農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること、利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、当該土地が地域計画の区域内の土地であるに当たっては、その定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が地域計画の達成に資すると認められることであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

それでは、本日の訂正表をおめくりいただいた差替えの裏面をご覧ください。利用権設定の件数及び面積は、総件数 249 件、総面積 170,777.53 m²でございます。差替えの 1 ページ目をご覧ください。貸借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計面積は先ほどと同様で、今回利用権の設定を受ける方は 64 名、利用権の設定をする方は 134 名となっております。説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議長 長 ただ今、農業政策課より説明がございました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。また、お手元の別紙 1 の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当しますので、関係する委員に退席をしていただき、審査から採決までを単独で行いたいと思います。よろしく願います。それでは、初めに北部地区調査会長から検討結果の報告をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。議案第 245 号関連の当北部調査会管内に関する計画につきましては、特に異論はありませんでした。以上です。

議長 長 続きまして、西部地区調査会長から願います。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。西部地区調査会の案件事案について、特に異論はありませんでした。以上です。

議長 長 続きまして、中部地区調査会長から願います。

北村地区調査会長 中部地区の案件について、調査会で公社の担当者に計画を確認いたしました。受入が全て、いずれの地域の担い手ということで、いずれも原案のとおりで問題ないというふうに判断いたしました。

議長 長 続きまして、南部地区調査会長、願います。

小林地区調査会長 南部地区の小林でございます。南部地区におきましても、意見聴取等、特に問題なしということでございます。以上です。

議長 長 それでは、続きまして、東部地区調査会長、願います。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。当該案件においては、特に意見はございませんでした。ただ、公社担当の業務量が増えていく中で、貸し借りの情報の提供の在り方とか、その辺について、もう少し整理統一したものが需要ではないかというようなご指摘がござ

- いました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより質疑に入ります。先ほど説明を申し上げましたとおり、委員が関係する別紙1の1番を除いた所有権移転関係について、質疑、採決を行います。それでは、農業政策課の説明及びただ今の地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、質問がございませんので、所有権移転関係について採決を行います。議案第245号のうち、委員が関係する別紙1を除いた案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。続きまして、委員が議事に参与することのできない別紙1の案件について、質疑、採決を行います。最初に8ページの18番は●●委員が関係しています。●●委員さん、退室をお願いいたします。
- 【●●委員退室】
- 議 長 それでは、当案件につきましてご発言のある方の挙手を求めます。いいですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 質疑がございませんので採決に入ります。当案件について原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可します。
- 【●●委員入室】
- 議 長 続きまして、55ページの38番は●●会長代理が関係していますので、退席をお願いいたします。
- 【●●会長代理退室】
- 議 長 それでは、当案件につきまして発言のある方の挙手を求めます。ありませんかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 質疑がございませんので、採決に入ります。当案件について原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●会長代理さんの入室を許可します。
- 【●●会長代理入室】
- 議 長 以上で議案第245号につきましては、全て原案のとおり決定いたしました。続きまして、別冊96ページ、議案第246号を議題

といたします。農業政策課より説明をお願いいたします。

農業政策課 議案第 246 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律
相 澤 主 事 附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法
第 18 条第 1 項の規定により定めた農用地利用集積計画の一部取消
しの決定についてご説明申し上げます。

別冊 1 の 96 ページをご覧ください。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て定めることとされており、取消しの決定を行う場合も、農業委員会の決定を得て行うことが必要であるとされているため、決定をお願いするものです。公告年月日は、令和 6 年 12 月 1 日で、令和 6 年 11 月 29 日の農業委員会総会にて決定いただいたものです。取り消す農用地利用集積計画は、利用権設定の農地中間管理事業（使用貸借権関係）です。所在は、長野市篠ノ井石川中沖●●の農地で、渡人、●●さん、受人、●●さんです。今回の取消し理由ですが、令和 6 年 11 月 29 日の農業委員会総会の決定前に、渡人である●●さんが死亡したためです。説明は以上でございます。ご決定いただきますよう、ご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。本件は、当事者間において取消しが決定しておりますので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。これより質疑に入ります。農業政策課の説明について、発言のある方の挙手を求めます。何かございませんか。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第 246 号を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 246 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、別冊 97 ページ、議案第 247 号を議題といたします。農業政策課より、議案の説明をお願いいたします。

農業政策課 議案第 247 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第
相 澤 主 事 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（農家創設等）の意見聴取について、ご説明申し上げます。機構の配分計画につきましては、同法 19 条 3 項において、市町村は必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くものとする規定されており、農家創設者及び市外在住の担い手が初めて長野市で農地を借りる場合にはこれに該当し、意見聴取をお願いするものです。

それでは、別冊 1 の 97 ページをご覧ください。今回、権利の設定を受ける方は 3 名で、賃貸借、使用貸借権で 13,626 m²を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。続いて 98 ページをご覧ください。番号 1 番の●●さんは、アスパラガスの栽培で穂

保地区において農家創設をする方になります。99 ページの番号 2 の●●さんは、水稻の栽培で新州新町日原西地区において農家創設をする方になります。100 ページの番号 3、●●さんは、野菜全般、ブドウ及び果樹全般の栽培で若穂保科地区において農家創設をする方になります。説明は以上でございます。意見聴取について、ご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今、農業政策課から説明をいただきました。それでは、地区調査会長から検討結果について、農家創設を含めて、意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番についてお願いします。

善財地区調査会長 1 番の案件、●●さん借人の案件であります。この方、令和元年の台風 19 号災害の後、長沼地区に入ってボランティアとして活動する傍ら、農業に対する意欲を持ち始めてきたということでありまして、今回、記載のと通りの面積をアスパラガスの栽培に使いたいということでありまして、地区調査会に出席をいただいて、営農計画について聞き取りを行いました。問題なしということで、許可妥当ということをお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、2 番についてお願いします。

小林地区調査会長 番号 2 番につきまして、農家創設に当たります。調査会にて本人より直接、営農計画のお話を伺いました。今回借り受ける農地のある新州新町日原という所なんですけれども、過疎化により耕作者の減少が進んでいると。地域の農地が荒廃していくのを止めたいという思いから、耕作者のいなくなった農地を借りて耕作しようと考えて、計画されたということでございます。耕作する作物は水田でございます。これまで、親と共に水田耕作をする形で本格的に農業に携わっている方で、大型農機具もご自身で保有しておられます。今後も規模拡大の意向があり、将来的には 5 町歩の経営を目標とされているということで、かなり積極的な方です。調査会で審議した結果、内容に問題ありませんということで、許可相当といたしました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長、お願いします。3 番お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。創設者●●さんは、県外の宮城県仙台市の出身でいらっしゃいます。奥さんの実家である長野市に移り住んでいらっしゃいます。元々は、大規模小売業、全国展開する小売事業者にお勤めでいらしたということで、そんな中で、農産物に対する関心もついたということです。また、長野に住んでから初めて食べたシャインマスカットの、そのときの感動が忘れられないというふうにおっしゃっております。年齢が今、

47 歳ということで、いろんな支援事業の対象が 50 歳までという
ようなこともあって、今回、思い切って就農を決意されたという
ことであります。

今まで、里親研修制度で若穂の指導者の方から、ブドウ栽培等
について指導を受けられてきたということで、独立に当たって成
木のブドウ園がちょっと確保できなかったということで、苗木を
植えたいと。あと、プルーンも栽培を予定されてるっていうこと
で、そちらは成園が確保できたということで、初年度から収入が
あるという状況です。今後も農地の規模を拡大していきたいって
いうご意向で、非常に調査会の中でも、栽培計画とか資金計画と
か、きめ細かな計画を立てられています。また、農業に対する情
熱というものも強く感じられる方でございます。

一応、支援事業については、青年等就農資金の融資が 4 月には
下りる予定です。その他に、経営発展支援事業、そういったこと
も予定されているということです。現在は高田でお住まいという
ことなんですけれども、将来的には、ほ場のある地元の保科に居
住されるというような気持ちをお持ちでいらっしゃる。という
ことで、地元のこれから果樹栽培を背負っていかれる方という
ことで、周囲からの期待も大きい方でいらっしゃいます。以上で
す。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。農業政策
課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙
手を求めます。山本委員。

山本委員 2 番の関係で、ちょっと教えていただきたいのですが。借料に
ついては、物納はお米が認められているということで、大体この
地域ですと、10 アール当たりでどのぐらいの量の物納がされてる
んですか

小林地区調査会長 あまり田んぼ自体は、19 号線ですけど、そんなにたくさんはな
いですね。恐らく、この方の栽培されてる農地の他に、これだけ
の規模のもの作ってる方いらっしゃらないと、私は聞いてますけ
ど。いわゆる田んぼでいったら少ないですよ、信州新町。

議長 物納の量ですか。

山本委員 はい。物納になってますよね。これ、借料について。10 アール
当たりでどのぐらいでやりとりされてるか。

議長 面積当たり 1 俵とかさ、50 キロとか。

小林地区調査会長 事務局、分かります？

農業政策課 ごめんなさい。市の公社に確認して、またご回答をさせていた
だきます。

議長 参考までにね。では、それでよろしいですか。

山本委員 はい。

議 長 では、改めて事務局から報告をお願いします。他にご質問あります。いいですかね。それでは、ないようですので採決に入ります。議案第 247 号を原案のとおり決定をすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、別冊の 101 ページ、議案第 248 号を議題といたします。農業政策課より説明をお願いします。

農業政策課 議長 議案第 248 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の意見聴取についてご説明いたします。本計画は、既に農地中間管理機構が地権者から借り受けている農地を、担い手に貸し付ける計画になります。

議長 別冊 1 の 101 ページをご覧ください。今回、機構配分を受ける方は 5 名で、貸借権及び使用貸借権で、98,887 ㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。続いて、102 ページをご覧ください。こちらは地域計画区域内の農地に関わる計画になります。番号 1 は、●●さんが上駒沢地区でリンゴを栽培する計画。番号 2 は、●●さんが豊野町石地区、三才地区、穂保地区、津野地区及び赤沼地区で、リンゴ、水稻及び大豆を栽培する計画。番号 3 は、●●さんが、戸隠栃原地区でソバを栽培する計画。番号 4 は、●●さんが、若穂綿内地区で水稻を栽培する計画。番号 5 は、●●さんが、若穂綿内地区で水稻を栽培する計画。

議長 続きまして、110 ページをご覧ください。こちらは、地域計画区域外、白地の農地に関わる計画となります。番号 1 は、●●さんが、津野地区及び赤沼地区で水稻を栽培する計画。番号 2 は、●●さんが、戸隠栃原地区でソバを栽培する計画。番号 3 は、世●●さんが、若穂綿内地区で水稻を栽培する計画。説明は、以上でございます。意見聴取について、ご審議をお願いいたします。

議長 議長 ただ今、農業政策課より説明がございました。それでは、地区調査会長から検討結果について、農家創設も含めた意見と報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 の 1 番と 2 番、2 の 1 番について、お願いいたします。

善財地区調査会長 議長 102 ページからの 1 番、2 番につきまして、こちら原案どおり決定することに異議はありませんでした。続いて、110 ページの 1 番、こちらも同様であります。以上です。

議長 議長 続きまして、西部地区調査会長から、1 の 3 番及び 2 の 2 番について、お願いいたします。

和田地区調査会長 議長 西部地区調査会の和田です。1 の 3 番、それから 2 の 2 番、同

じ●●さんで、職場を退職してソバ栽培に専念するという
 ことで、原案どおりで異議はありませんでした。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、1の4番と5番及び2の
 3番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。いずれも東部地区調査会での意
 見、異論はございませんでした。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会
 長の報告について、発言がある方の挙手を求めます。おりますか。
 【質疑なし】

議 長 それでは、ないようでございますので採決に入ります。議案第
 248号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手
 を求めます。
 【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第248号は、原
 案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、別冊2議案第249号を議題といたします。農業政
 策課から議案の説明をお願いします。

農 業 政 策 課 農業政策課の中野と申します。農振除外案件について説明させ
 ていただきます。お手元資料、右上に別冊2とございます、第26
 回農業委員会総会議案農振除外等に係る意見聴取についての1
 ページをご覧ください。今回、農業地域整備振興計画の変更は、
 篠ノ井二ツ柳で申し出がありました軽微変更1件となります。

中 野 主 事 それでは、2ページをご覧ください。事業計画者は、●●が申
 出地において既に農機具置場、重油タンク置場として活用してる
 ため、追認の案件となります。また、併せて新たに農業用駐車場
 を活用するために申し出するものです。申出地は、篠ノ井二ツ柳
 ●●、●●で、地目は田、軽微変更面積は1,851㎡のうち854.5
 ㎡です。農地法は農用地区域内農地における農業用施設のため転
 用見込みあり、開発許可は許可不要となっております。除外6要
 件ですが、②番につきましては地域計画策定中のため、要件から
 除いておりますが、その他1、3、4、5番は条件を満たしてい
 ることを確認しております。⑥番については、軽微変更のため要
 件から除いております。

議 長 続いて内容説明ですが、事業計画者は篠ノ井二ツ柳で農産物の
 生産、加工する事業を営んでおります。今回、申出地において手
 続きが必要なことを知らず、既に農機具置場、重油タンク置場と
 して農地を活用しており、今回改めて申し出するものです。また、
 農業に従事する従業員の駐車場が不足するため、併せて申し出す
 るものです。

議 長 申し出当初は、このような内容で申し出を受け付けていたんで

すが、先日行われた地区調査会におきまして、駐車場部分についても、以前から農地以外の利用がなされていたのではないかなというご意見をいただきました。申出者に事実確認をしたところ、平成15年頃から野菜の残渣置場、駐車場として利用がなされていたとのことでした。今回、駐車場部分についても追認という形を取らせていただければと思います。なお、申出者からは、申出前に農地以外利用をしていたことについて反省している旨の顛末書を作成いただき、提出していただいております。

3ページ、4ページに配置図、5ページに立面図、6ページに現況写真、7ページに位置図を添付しておりますので、参考にご覧ください。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、地区調査会長から、検討結果についての意見等の報告をお願いいたします。南部地区調査会長、お願いします。

小林地区調査会長 南部地区です。先ほど農業政策課の説明にありましたけれども、●●は、篠ノ井で非常に大きく農業を行ってる法人であります。本件、申請地周辺でも大規模なハウス栽培をしておられます。南部地区調査会では審議した結果、周辺農地の営農条件への支障について生じる恐れがないと認められましたが、本件は追認であるということから、特に農業用の駐車場用地とする●●なんですけれども、相当昔から耕作の臨時の駐車場となっていたということで、顛末について説明を求めたいと農業政策課に要望しておりました。先ほど農業政策課から説明もございましたけれども、農業計画者から顛末書を持っての説明をいただきましたので、南部調査会では特に問題なしと判断をいたしました。

今の駐車場の問題ですけれども、この資料の最後のこの緑のカラーの所がありますけれども、赤い印があります。申出地という所ですね。ここん所に、ここで、すぐ横にあるのは、JR篠ノ井線の線路なんですけれども、ここ斜めに横断するような構造になってますけれども、これ、非常に狭かったということで、最近、何カ月ぐらい前になりますかね、工事をしまして。そのとき、業者さんが使われた前のページの砂利の敷いてあるここ、従来は田んぼの跡地だったんですけれども、ここに臨時の駐車場できたということで、今回このような軽微変更ということになります。調査会でも指摘を受けまして、顛末書を出していただくよう要望したという経緯がございます。したがって、現在は特に問題ないかなというように思っております。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。

いないですね。

【質疑なし】

議 長 ないようなので、採決に入ります。議案第 249 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成の確認をしました。よって、議案第 249 号は原案のとおり決定いたしました。それでは、引き続きまして議案第 250 号について、事務局より説明をお願いします。

笠 井 主 幹 議案第 250 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本
兼 事務局 長 補 佐 冊の 17 ページをご覧ください。番号 1 番から 18 ページの 31 番
まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林
原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と
非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書
が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地
所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会
の農地台帳へも非農地として反映されます。また、農地所有者は
送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変
更登記を行うことができます。

18 ページをご覧ください。一番下に面積の集計があります。今
月ご決定いただくものは、山林はなく、原野が 31 筆で、面積が
16,098.25 m²でございます。説明は以上でございます。ご審議の
ほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。
当案件について、発言のある方の挙手を求めます。よろしい
ですか。

【質疑なし】

議 長 ご発言ないようでございますので、採決に入ります。議案第
250 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手
を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 250 号は
原案のとおり決定いたしました。

松橋事務局 長 補 佐 すみません。先ほどのご質問について、農業政策課がお答えし
ますので、よろしくお願いします。

議 長 先ほどというと、物納ですか。

農 業 政 策 課 お願いいたします。先ほど山本農業委員さんから物納が何俵あ
相 澤 主 事 るのっていう。こちら別冊 1 の 26 ページをご覧ください。今回、
ご質問のあった●●さんですが、農家創設者に当たるんですけれ
ども、この農家創設者と中間管理事業の貸し借りで議案第 245 号
に載っておる方ですので、26 ページの番号 71 番、こちら物納が

●●キロ。信州新町の日原西置東で5,365 m²と、もう一個、三水様が載っている箇所が78ページの番号20番に、こちら日原西の52 m²で米●●キロ、先ほどと足して合計●●キロの物納となります。回答としては以上となります。

議長 山本委員長 山本委員、いいですか。
そうすると、これは面積当たりでどのぐらいって計算されてるんですか。ちなみに、10アールで何キロ？

農業政策課 借る面積全体で何キロっていうような、公社で調整をしており
相澤主事 ります。

議長 後で計算してください。全体が分かりましたんで。すみせんけど、議事進行にご協力ください。それではよろしいですか。本題に入ります。続きまして、報告第78号 農地法第4条の規定による届出について、報告第79号 農地法第5条の規定による届出について、報告第80号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出について、事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹 報告第78号 農地法第4条の規定による届出について、ご報告
兼事務局長補佐 申し上げます。本冊の19ページをご覧ください。番号78番から21ページの89番までの12件です。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届出ればよいことになっております。4条の転用届出となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届出です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第79号 農地法第5条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊の23ページをご覧ください。番号166番から29ページの191番までの26件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5条の転用届出で、農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第80号 農地法第4条の規定による農業用施設2アール未満の届出について、ご報告申し上げます。本冊31ページをご覧ください。番号1番の1件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2アール未満で、要件に当てはまる場合は、4条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によ

- り受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の3件についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局から報告第78号、第79号、第80号についての説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。いいですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 質問はないようでございます。報告案件でございますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 続きまして、議案第251号 令和7年度長野市農業委員会事業計画についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 西村事務局長補佐 事務局の西村でございます。お手元の資料、議案第251号 令和7年度長野市農業委員会事業計画についてをご覧ください。本件につきましては、地区調査会におきましてご説明をさせていただきました。その結果、委員の皆さまから追加又は修正等のご意見がございませんでしたので、令和7年度の事業計画につきまして、計画案のとおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。説明は以上です。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。ただ今の説明に際し、何かご意見のある委員さんおりましたら、挙手をお願いいたします。よろしいですか。
- 【質疑なし】
- 議 長 仕事がいっぱい書いてあります。よろしくお願いいたします。それでは採決に入ります。議案第251号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、議案第251号 令和7年度長野市農業委員会事業計画については原案のとおり決定をいたしました。
- 続きまして、議案第252号 令和7年度農業委員会合同研修会の実施についてを議題といたします。議案の説明を事務局からお願いします。
- 西村事務局長補佐 お手元の資料2、議案第252号 令和7年度農業委員会合同研修会の実施についてをご覧ください。今月開催の地区調査会におきまして、合同研修会の開催時期、内容についてご説明させていただきました。令和8年3月4日の研修は、次期、第20期体制になってから開催するもので、市議会におきまして、農業委員さんの人事を紹介した後、農業委員、推進委員の合同研修会を行います。本件につきまして、委員の皆さまにお諮りしたところ、追加又は修正等のご意見がございませんでしたので、計画案をご決定

- いただきますよう、よろしくお願いいたします。説明は以上です。
- 議 長 ただ今、事務局から説明がありました。ただ今の説明に際し、何かご発言のある方はおられましたら挙手をお願いいたします。よろしいですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、質問がないようですので、採決に入ります。議案第 252 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 252 号 令和 7 年度農業委員会合同研修会の実施については、原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、議案第 253 号 令和 7 年度管内視察研修についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 駒 村 係 長 事務局の駒村です。よろしくお願いいたします。議案第 253 号 令和 7 年度管内視察研修について説明させていただきます。資料 3 の 1 をご覧ください。こちらは今月の地区調査会で説明させていただき、その際、修正等が必要となるご意見はございませんでしたので、調査会での説明どおりということで、今回、総会でご審議いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。ただ今の説明に際し、何かご発言のある委員さんはいますか。
- 【質疑なし】
- 議 長 意見、質問がないようでございますので、採決に入ります。議案第 253 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 253 号 令和 7 年度管内視察研修については原案のとおり決定をいたしました。
- 続きまして、議案第 254 号 令和 7 年度「農業委員会だより」の発行計画についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 曾 根 係 長 事務局の曾根です。議案第 254 号 令和 7 年度「農業委員会だより」の発行計画についての説明をいたします。資料 4 をご覧ください。農業委員会だよりは、農業委員会活動を市民に広く知ってもらおうとともに、その活動に対してご理解いただけるよう、広報ながのの折り込みとして、年 2 回、全戸に配布しています。例年は 9 月と 3 月に発行していますが、令和 7 年度は改選期のた

め、8月と翌年4月に発行します。

記事内容は、農業委員会の必須事務である農地等の利用の最適化に焦点を当てたものとし、8月発行の第100号は記念号として増やした4ページに特集記事、創刊からの半世紀の農業の変化や、生産物、就農者の戸数などの統計を図や表を用いて載せたり、委員の地道な活動についての写真等を交えて掲載できたらと検討中です。また、第20期委員の推薦公募についても掲載いたします。

4月発行の第101号では、第20期の農業委員、農地利用最適化推進委員の紹介を中心に、農地の賃借料情報などを掲載することを予定しています。新規就農者も、地区調査会ごとの持ち回りで引き続き順番に紹介します。また、昨年度までと同様、役員をだより編集委員会の委員としますが、第100号については、役員と各地区調査会から選出された編集委員を合わせた12名をだより第100号記念号編集委員としています。

裏面をご覧ください。編集会議は、第100号については総会終了後とし、第101号は通常どおり役員会終了後に開催したいと思えます。具体的には、記載のと通りの日程を予定しております。以上、よろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より令和7年度「農業委員会だより」の発行計画について、説明をいただきました。ただ今の説明に対し、ご質問、ご発言ございましたらお願いします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 　特にご意見ございませんので、採決に入ります。議案第254号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第254号 令和7年度「農業委員会だより」の発行計画については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、予定をいたしました議事については全て終了ですけれども、議題となるようなご発言は特にはないですかね。それでは、関係する議事全て終了いたしました。今日は結構ボリュームありましたが、皆さま方の深い議論と、それから熱心な討議によりまして無事終了することができました。議長を退任させていただきます。曾根代理さんに進行お任せします。お願いします。

曾根会長代理 　青木会長、お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に8のその他に移ります。本日の議事全体を通しまして、皆さまからご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

阿部委員 　所有権移転関連農地利用集積計画等に関する問題で、ちょっと

一言、意見と今後の対応についてっていうことで発言したいと思いますので、よろしくお願いします。

2人の農業者が農業委員会と農業政策課に相談に行って、それで、Aさんは農地をBさんに渡すと、BさんはAさんに非農地を渡すということで相談があつて、交換にしてほしいっていうことで相談に行つたと。しかし、農業委員会も農業政策課も、農地と非農地だから交換はできないということで対応して、その場合には、贈与でやればできるんじゃないかっていうことで本人たちは了解を取つたんだよ。

しかし、集積計画のほうでは、Aさんの農地をBさんに渡して、それで農業委員会も地区調査会も了解を取って、正式にやって移転できたと。ところが、Bさんの非農地がAさんに渡らなかつた。本来なら法律的には、Bさんが贈与できちつと登記をやれば、これで完了してたんだけど、それが長い間、1年近く、非農地が移らなかつたと。結局、農業委員会や農業政策課にも本人が行つて、おかしいじゃないかという話になって。その方は、Aさんは法テラスとか、弁護士とか、人権擁護委員会とか、警察とか、支所とか、そういう所にまで話に行ったり、何回も繰り返し農業委員会と農業政策課にも来てというようなことがあつた。最終的には、私のほうに来ちゃつたんだけど。

結果的には、法的な問題で裁判所で調停をかけ、最終的には弁護士入れて地方裁判所でやった中では、当初の交換っていう条件が成立できなかったから、元の農地に戻したと。だから、AさんがBさんに渡した農地を、BさんからAさんに戻したというだけになった。だから、相談前に戻したっていうことなんだよね。

そこで問題なのは、2人が行つたときには交換で、贈与でやった。最後まで面倒を見れるかどうかっていうのは、また一つの問題だけど、2人の相談っていうのはそういうことだったのを、結果的にはそれを成し遂げることができなかった。もう一つは、地域でも農業委員、推進委員がはんこ押すわけですよね。そのときにも、2人呼んで話がきちつとされて、はんこが押されてたかどうかっていうと、なかなかできなかった。私も昔、片方の人が、継続だからよろしくお願いします言ったら、みんなはんこ押してあれば、じゃあ、いいですよってやつたんだけど、やっぱり、そのところに必ず2人の意思が、きちつとその場で確認できなければ、農業委員も推進委員も責任を負えないっていうことを肝に銘じないと。

それから、農業委員会も農業政策課も、2人の意見が最後まで、結末っていうか、意思が反映きちつとされる、相談が解決までできるようにしてやらなきゃいけない。もし、できないんであれば、

これはもう、とてもじゃないけど農業委員会でも受けられないと。一対一でやってもらって、司法書士か行政書士に任せるといようなことをやってかないと、結局は、長期にわたって農業委員会の不信、農業政策課の不信につながってしまうということになるので、今後の課題として、私たちも含めて、検討っていうか、この局面をどう生かすかっていうのは、またやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

曾根会長代理 ありがとうございます。阿部委員さん、意見としてでよろしいでしょうか。

阿部委員 はい。

曾根会長代理 それでは、最後に、事務局から今後の日程の説明も含めてお願いしたいと思います。

曾根係長 事務局の曾根です。本日お手元にお配りさせていただきましたA4両面1枚の資料となりますが、第31回農業委員会だより全国コンクールについてというものです。こちらの農業委員会だより全国コンクールに応募いたしましたところ、全国農業新聞賞をいただきましたので、ここでご報告させていただきます。委員の皆さまのご協力ありがとうございました。

曾根会長代理 ありがとうございます。

西村事務局長補佐 引き続き、私から今後の日程についてご連絡申し上げます。次第の下段をご覧ください。次回、第27回総会につきましては、4月30日水曜日の午後1時30分から10階の講堂で行います。総会終了後、合同研修会となりますので、委員の皆さま、よろしくお願いいたします。

続きまして、次第の裏面をご覧ください。2番は、4月の地区調査会及び農家相談会の日程を記載してございますので、委員の皆さま、よろしくお願いいたします。最後に、今後の会議の日程についてなんですけれども、4番以降に、5月の日程を追加してございますので、よろしくお願いいたします。連絡事項は以上になります。

曾根会長代理 ありがとうございます。以上で、第26回の総会を終了いたします。皆さま、長時間にわたりまして、ありがとうございました。